

議案第二十九号

中央区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中央区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月中央区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項第一号中「百分の八・六九」を「百分の七・七一」に改め、同項第二号中「四万九千百円」を「四万七千三百円」に改める。

第十五条の八中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

第十五条の十二第一項第一号中「百分の二・八〇」を「百分の二・六九」に、「百分の六十四」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「一万六千五百円」を「一万六千八百円」に、「百分の三十六」を「百分の三十五」に改める。

第十五条の十六中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第十六条の四第一項第一号中「百分の二・二六」を「百分の二・二五」に、「百分の六十二」を「百分の六十三」に改め、同項第二号中「一万六千五百円」を「一万六千六百円」に、「百分の三十八」を「百分の三十七」に改める。

第十九条の二中「六十五万円」を「六十六万円」に、「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第一号イ中「三万四千三百七十円」を「三万三千百十円」に改め、同号ロ中「一万千五百五十円」を「一万

千七百六十円」に改め、同号ハ中「一万千五百五十円」を「一万千六百二十円」に改め、同条第二号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同号イ中「二万四千五百五十円」を「二万三千六百五十円」に改め、同号ロ中「八千二百五十円」を「八千四百円」に改め、同号ハ中「八千二百五十円」を「八千三百円」に改め、同条第三号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改め、同号イ中「九千八百二十円」を「九千四百六十円」に改め、同号ロ中「三千三百円」を「三千三百六十円」に改め、同号ハ中「三千三百円」を「三千三百二十円」に改める。

第十九条の四第一号イ中「七千三百六十五円」を「七千九十五円」に改め、同号ロ中「一万二千二百七十五円」を「一万千八百二十五円」に改め、同号ハ中「一万九千六百四十円」を「一万八千九百二十円」に改め、同号ニ中「二万四千五百五十円」を「二万三千六百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千四百七十五円」を「二千五百二十円」に改め、同号ロ中「四千二百五十円」を「四千二百円」に改め、同号ハ中「六千六百円」を「六千七百二十円」に改め、同号ニ中「八千二百五十円」を「八千四百円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中央区国民健康保険条例第十五条の四第一項、第十五条の八、第十五条の十二第一項、第十五条の十六、第十六条の四第一項、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和七年度分の保険料から適用し、令和六年度分までの保険料については、なお、従前の例による。

（説明）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十二号）の施行等に伴い、保険料率、賦課限度額及び均等割額から減額する額の改定等をするため、この条例案を提出します。